



発行 新潟県

第 67 号

平成29年9月1日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 993 新潟県防災行政無線運用規程の一部改正(管財課)
- 994 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 995 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 996 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 997 許可をすべき皆伐面積の限度(治山課)
- 998 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 999 土地改良事業計画の認可(農地計画課)
- 1000 公共測量の実施通知(監理課)
- 1001 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 1002 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 1003 新潟県収入証紙の売りさばき人の指定(出納局管理課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(基幹病院整備室)
- 大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 平成29年度後期技能検定の実施(職業能力開発課)

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等(病院局総務課)

選挙管理委員会告示

- 40 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
- 41 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
- 42 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
- 43 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出(選挙管理委員会)

人事委員会規則

- 6-1806 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1807 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1808 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第993号

新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月新潟県告示第590号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月1日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「移動後別表等」という。）が存在する場合には当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には当該移動別表等を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目の表示、削除条等並びに別表及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目の表示、追加条等並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通信 <u>通話、データ伝送及び通報</u>をいう。</p> <p>(2) 通話 <u>音声を送り、又は受けること及びファクシミリにより影像を送り、又は受けること(第4号に規定するものを除く。)</u>をいう。</p> <p>(3) <u>データ伝送</u> <u>データ(主に符号によつて処理される、又は処理された情報をいう。次号において同じ。)</u>を送り、又は受けること(前号及び次号に規定するものを除く。)をいう。</p> <p>(4) 通報 <u>音声、ファクシミリ信号又はデータを一方的に送ることをいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 地方局 <u>地域振興局企画振興部に設置される固定局及びVSAT地球局</u>をいう。</p> <p>(8) 端末局 <u>可搬型VSAT地球局並びに地域機関等、市町村等及び防災関係機関に設置される固定局、VSAT地球局、通信所及び半固定局(前号に規定するものを除く。)</u>をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 全県移動系無線局 <u>県下一円を移動範囲とするアナログ通信方式の陸上移動局及びその相手方となる基地局</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通信 通話及び通報をいう。</p> <p>(2) 通話 <u>音声、ファクシミリ又は画像によつて行う通信</u>をいう。</p> <p>(3) 通報 <u>音声、ファクシミリ又は画像によつて一方的に行う通信</u>をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 地方局 <u>地域振興局企画振興部、新潟地域振興局地域整備部、新潟地域振興局巻農業振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所、長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所及び小千谷維持管理事務所並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所</u>に設置される固定局及びVSAT地球局をいう。</p> <p>(7) 端末局 <u>可搬型VSAT地球局並びに地域機関等及び市町村等に設置されるVSAT地球局及び通信所(前号に規定するものを除く。)</u>をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 全県移動系無線局 <u>県下一円を移動範囲とする陸上移動局及びその相手方となる基地局</u>をいう。</p>

(11) 地方移動系無線局 主として所属管内を移動範囲とするアナログ通信方式の陸上移動局及びその相手方となる基地局をいう。

(12) デジタル移動系無線局 デジタル通信方式の陸上移動局(半固定局を除く。)及びその相手方となる基地局をいう。

(13) (略)

(14) (略)

(15) 可搬型VSAT地球局 常置場所以外の場所に運搬して通信を行うことができるVSAT地球局をいう。

(16) 半固定局 デジタル通信方式の陸上移動局であつて、一定の場所に固定して通信を行うものをいう。

(設置)

第3条 無線局所の種別、呼出名称及び設置場所又は常置場所は、別表のとおりとする。

(通信管理者)

第5条 (略)

2 次の各号に掲げる無線局所の通信管理者には、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) (略)

(2) 地方局 別表に定める当該無線局が設置された地域振興局企画振興部の企画振興部長

(3) 地域機関等に設置する端末局 別表に定める当該無線局所の設置場所の次のアからセまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからセまでに定める者

ア 地域振興局地域整備部(維持管理事務所を除く。) 当該地域整備部長

イ 地域振興局地域整備部維持管理事務所 当該維持管理事務所長

(10) 地方移動系無線局 主として所属管内を移動範囲とする陸上移動局及びその相手方となる基地局をいう。

(11) (略)

(12) (略)

(13) 可搬型VSAT地球局 常置場所以外の場所に運搬して通信を行うVSAT地球局をいう。

(設置)

第3条 無線局所の種別、呼出名称及び設置場所又は常置場所は、別表1のとおりとする。

(通信管理者)

第5条 (略)

2 次の各号に掲げる無線局所の通信管理者には、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) (略)

(2) 地方局 別表1に定める当該無線局の設置場所の次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める者

ア 地域振興局企画振興部 当該企画振興部長
イ 新潟地域振興局地域整備部 新潟地域振興局地域整備部長

ウ 新潟地域振興局巻農業振興部 新潟地域振興局巻農業振興部長

エ 新潟地域振興局津川地区振興事務所 新潟地域振興局津川地区振興事務所長

オ 長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所 長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所長

カ 長岡地域振興局地域整備部小千谷維持管理事務所 長岡地域振興局地域整備部小千谷維持管理事務所長

キ 上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所 上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所長

(3) 地域機関に設置する端末局 別表1に定める当該無線局所の設置場所の次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める者

ア 地域振興局地域整備部 当該地域整備部長

イ 新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟地域振興局新潟港湾事務所長

<p>ウ <u>地域振興局港湾事務所</u> <u>当該港湾事務所長</u></p> <p>エ <u>新発田地域振興局農村整備部</u> <u>新発田地域振興局農村整備部長</u></p> <p>オ <u>新潟地域振興局県税部</u> <u>新潟地域振興局県税部長</u></p> <p>カ <u>新潟地域振興局農林振興部</u> <u>新潟地域振興局農林振興部長</u></p> <p>キ <u>新潟地域振興局巻農業振興部</u> <u>新潟地域振興局巻農業振興部長</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ <u>新潟地域振興局津川地区振興事務所</u> <u>新潟地域振興局津川地区振興事務所長</u></p> <p>コ <u>上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所</u> <u>上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所長</u></p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ <u>発電管理センター</u> <u>発電管理センター所長</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市町村等及び防災関係機関に設置する端末局 <u>別表</u>に定める当該無線局所が設置された機関の防災担当責任者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>別表</u>に定める中継所に設置する地方移動系無線局 副統制管理者が指名する者</p> <p>(9) 地域機関に設置し、又は常置する地方移動系無線局 <u>別表</u>に定める当該無線局の設置場所又は常置場所の次の<u>ア</u>から<u>オ</u>までに掲げる区分に応じ、それぞれ<u>ア</u>から<u>オ</u>までに定める者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>地域振興局港湾事務所</u> <u>当該港湾事務所長</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(10) 市町村等に常置する地方移動系無線局 <u>別表</u>に定める当該無線局が常置されている機関の防災担当責任者</p> <p>(11) <u>新潟県庁</u>、<u>別表</u>に定める中継所及び地域機関等に設置し、又は新潟県庁に常置する<u>デジタル移動系無線局</u> 副統制管理者が指名する者</p> <p>(12) <u>地域機関</u>に常置する<u>デジタル移動系無線局</u> <u>別表</u>に定める当該無線局の常置場所の次の<u>ア</u>及び<u>イ</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ<u>ア</u>及び<u>イ</u>に定める者</p> <p>ア <u>地域振興局港湾事務所</u> <u>当該港湾事務所長</u></p>	<p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>上越地域振興局直江津港湾事務所</u> <u>上越地域振興局直江津港湾事務所長</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市町村等に設置する端末局 <u>別表 1</u>に定める当該無線局所が設置された機関の防災担当責任者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>別表 1</u>に定める中継所に設置し、又は常置する地方移動系無線局 副統制管理者が指名する者</p> <p>(9) 地域機関に設置し、又は常置する地方移動系無線局 <u>別表 1</u>に定める当該無線局の設置場所又は常置場所の次の<u>ア</u>から<u>カ</u>までに掲げる区分に応じ、それぞれ<u>ア</u>から<u>カ</u>までに定める者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>新潟地域振興局新潟港湾事務所</u> <u>新潟地域振興局新潟港湾事務所長</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ <u>上越地域振興局直江津港湾事務所</u> <u>上越地域振興局直江津港湾事務所長</u></p> <p>(10) 市町村等に常置する地方移動系無線局 <u>別表 1</u>に定める当該無線局が常置されている機関の防災担当責任者</p>
--	--

<p><u>イ 新潟地域振興局農林振興部 新潟地域振興局農林振興部長</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(通信取扱責任者等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通信取扱者には、職員（VSAT地球局及び通信所以外の無線局所の通信取扱者については、無線従事者の資格を有するものに限る。ただし、<u>地方局及び端末局のうち固定局又は半固定局である無線局並びに地域機関に常置するデジタル移動系無線局の通信取扱者については、統制管理者が当該無線局の無線従事者として統制局の無線従事者である者を選任する場合は、この限りでない。</u>）のうちから通信管理者が指名する者をもつて充てる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(通信の統制)</p> <p>第10条 <u>統制通話（統制局が平常に行う通話を中断して行う緊急の場合の通話をいう。）及びいつせい通報（統制局から特定多数の無線局に対し同時に行う通報をいう。）は、統制管理者の承認を受けるものとし、その取扱順位は受付順位とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(陸上移動局の運用)</p> <p>第11条 <u>陸上移動局（全県移動系無線局及び地方移動系無線局に限る。）は、これを開局し又は閉局しようとするときは、その旨を所属無線局に通知しなければならない。</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>(通信取扱責任者等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通信取扱者には、職員（VSAT地球局及び通信所以外の無線局所の通信取扱者については、無線従事者の資格を有するものに限る。ただし、<u>地方局の通信取扱者については、統制管理者が当該地方局の無線従事者として統制局の無線従事者である者を選任する場合は、この限りでない。</u>）のうちから通信管理者が指名する者をもつて充てる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第10条 <u>通信の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>統制通話 統制局が普通通話を中断して行う緊急の場合の通話をいう。</u></p> <p>(2) <u>普通通話 平常に行う通話をいう。</u></p> <p>(3) <u>いつせい通報 統制局から特定多数の無線局に対し同時に行う通報をいう。</u></p> <p>2 <u>統制通話及びいつせい通報の種類等は、別表2のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>統制通話及びいつせい通報は、統制管理者の承認を受けるものとし、その取り扱い順位は受付順位とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(陸上移動局の運用)</p> <p>第11条 <u>陸上移動局は、これを開局し又は閉局しようとするときは、その旨を所属無線局に通知しなければならない。</u></p> <p>(業務日誌)</p> <p>第17条 <u>通信取扱者（VSAT地球局、VSAT制御地球局、可搬型VSAT地球局及び通信所の通信取扱者を除く。）は、無線業務日誌（様式1）に必要な事項を記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>VSAT制御地球局及び可搬型VSAT地球局の通信取扱者は、無線業務日誌（様式2）に必要な事項を記載しなければならない。</u></p> <p>3 <u>通信取扱者は、前2項の無線業務日誌をその使</u></p>
---	--

<p>(通信管理者等の異動報告)</p> <p>第17条 通信管理者は、通信管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者に異動があつたときは、速やかに別記様式による<u>通信管理者等異動報告書</u>によつて統制管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>別記様式 (第17条関係) 通信管理者等異動報告書 (略)</p> <p>注 1 区分欄には、統制局、中継局、地方局、端末局、<u>全県移動系無線局、地方移動系無線局又はデジタル移動系無線局の別を記載</u>すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 通信取扱者の場合は、必ず無線従事者の欄を記載すること。<u>ただし、地方局及び端末局のうち固定局又は半固定局である無線局並びに地域機関に常置するデジタル移動系無線局の通信取扱者については、統制管理者が当該無線局の無線従事者として統制局の無線従事者である者を選任する場合は、記載を要しない。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p><u>用を終えた日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(通信管理者等の異動報告)</p> <p>第18条 通信管理者は、通信管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者に異動があつたときは、速やかに<u>異動報告 (様式3)</u>によつて統制管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>別表 2 (略)</p> <p>様式 1 (略)</p> <p>様式 2 (略)</p> <p>様式 3 (第18条関係) 通信管理者等異動報告書 (略)</p> <p>注 1 区分欄には、統制局、中継局、地方局、端末局、<u>全県移動系無線局又は地方移動系無線局の別を記載</u>すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 通信取扱者の場合は、必ず無線従事者の欄を記載すること。<u>(地方局及び端末局の場合は、記載を要しない。)</u></p> <p>6 (略)</p>
---	--

別表 1 を次のように改め、同表を別表とする。

別表(第3条関係)

1 統制局

無線局所の種別	呼出名称	設置場所
固定局	ぼうさいにいがたけんちよう	新潟県庁
V S A T 制 御 地 球 局	にいがたけんちようとうせい	〃

2 中継局

無線局所の種別	呼出名称	設置場所
固定局	ぼうさいやひこ	新潟県弥彦無線中継所
固定局	ぼうさいまつやま	新潟県松山無線中継所
固定局	ぼうさいこぼとけ	新潟県小仏無線中継所
固定局	ぼうさいますがた	新潟県榊形無線中継所
固定局	ぼうさいながくら	新潟県長倉無線中継所
固定局	ぼうさいやまもとやま	新潟県山本山無線中継所
固定局	ぼうさいこむら	新潟県小村無線中継所
固定局	ぼうさいなだち	新潟県名立無線中継所
固定局	ぼうさいおおみね	新潟県大峰無線中継所

3 地方局

無線局所の種別	呼出名称	設置場所
固定局	ぼうさいむらかみ	新潟県村上地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	むらかみちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいしばた	新潟県新発田地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	しばたちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいにいつ	新潟県新潟地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	にいつちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいさんじよう	新潟県三条地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	さんじようちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいながおか	新潟県長岡地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	ながおかちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいうおぬま	新潟県魚沼地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	うおぬまちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいみなみうおぬま	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	みなみうおぬまちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいとおかまち	新潟県十日町地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	とおかまちちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいかしわざき	新潟県柏崎地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	かしわざきちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいじようえつ	新潟県上越地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	じようえつちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいいといがわ	新潟県糸魚川地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	いといがわちほう	〃 〃 〃
固定局	ぼうさいさど	新潟県佐渡地域振興局企画振興部
V S A T 地 球 局	さどちほう	〃 〃 〃

4 端末局

(1) 地域機関等

無線局所の種別	呼出名称	設置場所
固定局	ぼうさいたけお	新潟県新潟地域振興局県税部
固定局	ぼうさいまき	新潟県新潟地域振興局巻農業振興部
V S A T 地 球 局	つがわちようしや	新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所
固定局	ぼうさいよいた	新潟県長岡地域振興局地域整備部与板維持管

		理事務所
固 定 局	ぼうさいおぢや	新潟県長岡地域振興局地域整備部小千谷維持管理事務所
固 定 局	ぼうさいやすづか	新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所
固 定 局	ぼうさいみようこう	新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所
固 定 局	ぼうさいさかまち	新潟県発電管理センター
V S A T 地球局	しょうぼうぼうさいこうくうたい	新潟県危機対策課ヘリコプター管理事務所
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん701	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん702	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん703	新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん704	新潟県佐渡地域振興局地域整備部(港湾空港庁舎)
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん705	新潟県流域下水道事務所
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん706	新潟県新潟地域振興局地域整備部山の下閘門排水機場
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん707	新潟県新潟地域振興局農林振興部(親松排水機場)
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん708	新潟県新発田地域振興局農村整備部(新井郷川排水機場)
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん709	新潟県新潟地域振興局巻農業振興部(新川河口排水機場)
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん710	新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部(農政庁舎)
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん711	新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部(農地庁舎)
V S A T 地球局	みおもてだむ	新潟県村上地域振興局地域整備部三面分室
通 信 所	おくみおもてだむ	新潟県村上地域振興局地域整備部奥三面ダム管理所
V S A T 地球局	うちのくらだむ	新潟県新発田地域振興局地域整備部内の倉分室
V S A T 地球局	かじかわだむ	新潟県新発田地域振興局地域整備部加治分室
V S A T 地球局	たいないがわだむ	新潟県新発田地域振興局地域整備部胎内分室
V S A T 地球局	はやでがわだむ	新潟県新潟地域振興局新津地域整備部早出分室
V S A T 地球局	かさぼりだむ	新潟県三条地域振興局地域整備部笠堀分室
V S A T 地球局	げじようがわだむ	新潟県三条地域振興局地域整備部下条分室
V S A T 地球局	かりやたがわだむ	新潟県長岡地域振興局地域整備部刈谷田分室
V S A T 地球局	あぶるまがわだむ	新潟県魚沼地域振興局地域整備部破間川ダム管理事務所
V S A T 地球局	ひろかみだむ	新潟県魚沼地域振興局地域整備部広神ダム管理所
V S A T 地球局	しろかわだむ	新潟県十日町地域振興局地域整備部城川ダム管理所
V S A T 地球局	さばいしがわだむ	新潟県柏崎地域振興局地域整備部鯖石分室
V S A T 地球局	しょうぜんじだむ	新潟県上越地域振興局地域整備部正善寺分室
V S A T 地球局	かきざきがわだむ	新潟県上越地域振興局地域整備部柿崎分室
V S A T 地球局	おおのがわだむ	新潟県佐渡地域振興局地域整備部大野分室

V S A T 地球局	くちがわだむ	新潟県佐渡地域振興局地域整備部久知川ダム 管理所
-------------	--------	-----------------------------

(2) 市町村等

無線局所の種別	呼出名称	設置場所
V S A T 地球局 半 固 定 局	にいがたし ぼうさいにいがたけん491	新潟市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	ながおかし ぼうさいにいがたけん551	長岡市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	さんじようし ぼうさいにいがたけん531	三条市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	かしわぎし ぼうさいにいがたけん621	柏崎市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	しばたし ぼうさいにいがたけん431	新発田市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	おぢやし ぼうさいにいがたけん571	小千谷市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	かもし ぼうさいにいがたけん532	加茂市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	とおかまちし ぼうさいにいがたけん611	十日町市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	みつけし ぼうさいにいがたけん533	見附市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	むらかみし ぼうさいにいがたけん411	村上市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	つばめし ぼうさいにいがたけん515	燕市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	いといがわし ぼうさいにいがたけん681	糸魚川市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	みようこうし ぼうさいにいがたけん652	妙高市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	ごせんし ぼうさいにいがたけん462	五泉市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	じようえつし ぼうさいにいがたけん651	上越市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	あがのし ぼうさいにいがたけん435	阿賀野市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	さどし ぼうさいにいがたけん694	佐渡市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	うおぬまし ぼうさいにいがたけん582	魚沼市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	みなみうおぬまし ぼうさいにいがたけん603	南魚沼市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	たいないし ぼうさいにいがたけん441	胎内市役所 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	せいろうまち ぼうさいにいがたけん438	聖籠町役場 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	やひこむら ぼうさいにいがたけん513	弥彦村役場 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	たがみまち ぼうさいにいがたけん534	田上町役場 "

V S A T 地球局 半 固 定 局	あがまち ぼうさいにいがたけん481	阿賀町役場 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	いずもぎきまち ぼうさいにいがたけん557	出雲崎町役場 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	ゆざわまち ぼうさいにいがたけん601	湯沢町役場 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	つなんまち ぼうさいにいがたけん613	津南町役場 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	かりわむら ぼうさいにいがたけん624	刈羽村役場 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	せきかわむら ぼうさいにいがたけん412	関川村役場 "
V S A T 地球局 半 固 定 局	あわしまうらむら ぼうさいにいがたけん417	粟島浦村役場 " (粟島浦中学校)
V S A T 地球局	にいがたししようぼう	新潟市消防局
V S A T 地球局	ながおかししようぼう	長岡市消防本部
V S A T 地球局	さんじようししようぼう	三条市消防本部
V S A T 地球局	かしわぎきししようぼう	柏崎市消防本部
V S A T 地球局	おぢやしししようぼう	小千谷市消防本部
V S A T 地球局	みつけしししようぼう	見附市消防本部
V S A T 地球局	むらかみしししようぼう	村上市消防本部
V S A T 地球局	いといがわしししようぼう	糸魚川市消防本部
V S A T 地球局	ごせんしししようぼう	五泉市消防本部
V S A T 地球局	あがのしししようぼう	阿賀野市消防本部
V S A T 地球局	さどしししようぼう	佐渡市消防本部
V S A T 地球局	うおぬましししようぼう	魚沼市消防本部
V S A T 地球局	みなみうおぬましししようぼう	南魚沼市消防本部
V S A T 地球局	あがまちししようぼう	阿賀町消防本部
V S A T 地球局	かもちいきししようぼう	加茂地域消防本部
V S A T 地球局	つばめやひこししようぼう	燕・弥彦総合事務組合消防本部
V S A T 地球局	しばたちいきこういきししようぼう	新発田地域広域事務組合消防本部
V S A T 地球局	とおかまちこういきししようぼう	十日町地域消防本部
V S A T 地球局	じようえつちいきししようぼう	上越地域消防事務組合消防本部

(3) 防災関係機関

無線局所の種別	呼出名称	設置場所
固 定 局	ぼうさいみさきちよう	新潟地方气象台
通 信 所	かいじようほあんほんぶ	第九管区海上保安本部
V S A T 地球局	りくじしばた	陸上自衛隊新発田駐屯地
V S A T 地球局	りくじたかだ	陸上自衛隊高田駐屯地
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん751	海上自衛隊新潟基地分遣隊
V S A T 地球局	こうじきゆうなんたい	航空自衛隊新潟救難隊
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん801	新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん802	新潟県立新発田病院
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん803	新潟県立十日町病院
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん804	新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん805	社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会三条病院
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん806	新潟県厚生農業協同組合連合会佐渡総合病院
半 固 定 局	ぼうさいにいがたけん807	新潟県立中央病院

半固定局	ぼうさいにいがたけん808	新潟県厚生農業協同組合連合会糸魚川総合病院
半固定局	ぼうさいにいがたけん809	社会医療法人新潟勤労者医療協会下越病院
半固定局	ぼうさいにいがたけん810	社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会済生会新潟第二病院
半固定局	ぼうさいにいがたけん811	新潟市民病院
半固定局	ぼうさいにいがたけん812	新潟大学医歯学総合病院
半固定局	ぼうさいにいがたけん813	日本赤十字社長岡赤十字病院
半固定局	ぼうさいにいがたけん814	新潟県厚生農業協同組合連合会柏崎総合医療センター

(4) 可搬型VSAT地球局

無線局所の種別	呼出名称	常置場所
可搬型VSAT地球局	にいがたけんがぞうかはん1	新潟県庁
〃	〃 2	〃

5 全県移動系無線局

無線局所の種別	呼出名称	常置場所又は設置場所
基地局	ぼうさいにいがたけんちよう	新潟県庁
基地局	ぼうさいやひこ	新潟県弥彦無線中継所
陸上移動局(車載)	ぼうさいにいがたけんちよう21	新潟県庁
〃 (〃)	〃 22	〃
〃 (〃)	〃 23	〃
〃 (〃)	〃 24	〃
〃 (〃)	〃 25	〃
〃 (携帯)	〃 31	〃
〃 (〃)	〃 32	〃
〃 (〃)	〃 33	〃
〃 (〃)	〃 34	〃
〃 (〃)	〃 35	〃
〃 (〃)	〃 36	〃
〃 (〃)	〃 37	〃
〃 (可搬)	〃 51	〃
〃 (〃)	〃 80	〃

6 地方移動系無線局

無線局所の種別	呼出名称	常置場所又は設置場所
基地局	ぼうさいかしわざき	新潟県柏崎地域振興局企画振興部
基地局	すいぼうたいないだいに	新潟県胎内第二無線中継所
基地局	すいぼうあたご	新潟県愛宕無線中継所
基地局	すいぼうおおくら	新潟県大倉無線中継所
基地局	すいぼうみおもて	新潟県村上地域振興局地域整備部三面分室
基地局	すいぼうおくみおもて	新潟県村上地域振興局地域整備部奥三面ダム管理所
基地局	すいぼううちのくら	新潟県新発田地域振興局地域整備部内の倉分室
基地局	すいぼうかさぼり	新潟県三条地域振興局地域整備部笠堀分室
基地局	すいぼうげじようだむ	新潟県三条地域振興局地域整備部下条分室
基地局	すいぼうかりやた	新潟県長岡地域振興局地域整備部刈谷田分室
基地局	すいぼうたじまちゆうけい	新潟県田島無線中継所
基地局	すいぼうしようぜんじ	新潟県上越地域振興局地域整備部正善寺分室
基地局	すいぼうかきざき	新潟県上越地域振興局地域整備部柿崎分室

陸上移動局(車載)	すいぼうみおもて21	新潟県村上地域振興局地域整備部三面分室
”(”)	” 22	” ” ” ”
陸上移動局(車載)	すいぼうしばた21	新潟県新発田地域振興局地域整備部
”(”)	” 22	” ” ”
陸上移動局(可搬)	ぼうさいにいがたこうわん51	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所
”(携帯)	” 52	” ” ”
”(”)	” 53	” ” ”
”(”)	” 54	” ” ”
”(”)	” 55	” ” ”
”(”)	” 56	” ” ”
”(”)	” 57	” ” ”
”(”)	” 58	” ” ”
”(”)	” 59	” ” ”
陸上移動局(可搬)	ぼうさいにいがたひがしこう51	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所
”(携帯)	” 52	” ” ” ”
陸上移動局(車載)	すいぼうはやで21	新潟県新潟地域振興局新津地域整備部早出分室
陸上移動局(車載)	すいぼうかさぼり21	新潟県三条地域振興局地域整備部笠掘分室
陸上移動局(車載)	すいぼうおおたに21	新潟県三条地域振興局地域整備部大谷ダム管理所
陸上移動局(車載)	すいぼうげじょうがわ1	新潟県三条地域振興局地域整備部下条分室
陸上移動局(車載)	すいぼうかりやた21	新潟県長岡地域振興局地域整備部刈谷田分室
陸上移動局(車載)	すいぼうあぶるま21	新潟県魚沼地域振興局地域整備部破間川ダム管理事務所
陸上移動局(車載)	すいぼうひろかみ21	新潟県魚沼地域振興局地域整備部広神ダム管理所
陸上移動局(車載)	ぼうさいかしわざき51	新潟県柏崎地域振興局企画振興部
”(”)	” 52	” ” 地域整備部
”(携帯)	” 53	” ” 企画振興部
”(”)	” 54	” ” ”
”(”)	” 55	” ” ”
”(”)	” 56	” ” ”
”(”)	” 57	” ” ”
”(”)	” 58	” ” ”
陸上移動局(車載)	すいぼうさばいしどう1	新潟県柏崎地域振興局地域整備部鯖石分室
陸上移動局(可搬)	ぼうさいかしわざきほけん51	新潟県柏崎地域振興局健康福祉部
”(車載)	” 52	” ” ”
”(携帯)	” 53	” ” ”
陸上移動局(可搬)	ぼうさいかしわざきし51	柏崎市役所
”(車載)	” 52	”
”(携帯)	” 53	”
陸上移動局(可搬)	ぼうさいにしやま51	柏崎市役所西山町事務所
”(車載)	” 52	” ”
”(携帯)	” 53	” ”
”(車載)	” 54	” ”
陸上移動局(可搬)	ぼうさいかりわ51	刈羽村役場
”(車載)	” 52	”
”(携帯)	” 53	”

〃 (車載)	〃 54	〃
陸上移動局 (可搬)	ぼうさいかしわざきしょうぼう51	柏崎市消防本部
〃 (車載)	〃 52	〃
〃 (携帯)	〃 53	〃
陸上移動局 (車載)	すいぼうしょうぜんじ21	新潟県上越地域振興局地域整備部正善寺分室
陸上移動局 (車載)	すいぼうかきざき21	新潟県上越地域振興局地域整備部柿崎分室
陸上移動局 (携帯)	ぼうさいなおえつこうわん31	新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
〃 (可搬)	〃 51	〃 〃 〃
〃 (携帯)	〃 52	〃 〃 〃

7 デジタル移動系無線局

無線局所の種別	呼出名称	常置場所又は設置場所
基地局	ぼうさいにいがたけんちようだいに	新潟県庁
基地局	ぼうさいまつやま	新潟県松山無線中継所
基地局	ぼうさいやひこだいに	新潟県弥彦無線中継所
基地局	ぼうさいやまもとやま	新潟県山本山無線中継所
基地局	ぼうさいますがた	新潟県榊形無線中継所
基地局	ぼうさいこむら	新潟県小村無線中継所
基地局	ぼうさいながくら	新潟県長倉無線中継所
基地局	ぼうさいこぼとけ	新潟県小仏無線中継所
基地局	ぼうさいなだち	新潟県名立無線中継所
基地局	ぼうさいおおみね	新潟県大峰無線中継所
基地局	ぼうさいしばた	新潟県新発田地域振興局
基地局	ぼうさいつがわ	新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所
基地局	ぼうさいうおぬま	新潟県魚沼地域振興局
基地局	ぼうさいじようえつ	新潟県上越地域振興局
基地局	ぼうさいいといがわ	新潟県糸魚川地域振興局
基地局	ぼうさいさかまち	新潟県発電管理センター
陸上移動局 (車載)	ぼうさいにいがたけん201	新潟県庁
〃 (〃)	〃 202	〃
〃 (〃)	〃 203	〃
〃 (〃)	〃 204	〃
〃 (可搬)	〃 251	〃
〃 (〃)	〃 252	〃
〃 (〃)	〃 253	〃
〃 (〃)	〃 254	〃
〃 (〃)	〃 990	〃
〃 (携帯)	〃 301	〃
〃 (〃)	〃 302	〃
〃 (〃)	〃 303	〃
〃 (〃)	〃 304	〃
〃 (〃)	〃 305	〃
〃 (〃)	〃 306	〃
〃 (〃)	〃 307	〃
〃 (〃)	〃 308	〃
〃 (〃)	〃 309	〃
〃 (〃)	〃 310	〃
〃 (〃)	〃 311	〃
〃 (〃)	〃 312	〃
〃 (〃)	〃 313	〃

〃 (〃)	〃	320	〃
〃 (〃)	〃	321	〃
〃 (〃)	〃	322	〃
〃 (〃)	〃	323	〃
陸上移動局(携帯)	ぼうさいにいがたけん	351	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所
〃 (〃)	〃	352	〃 〃 〃
〃 (〃)	〃	353	〃 〃 〃
〃 (〃)	〃	354	〃 〃 〃
〃 (〃)	〃	355	〃 〃 〃
〃 (〃)	〃	356	〃 〃 〃
陸上移動局(携帯)	ぼうさいにいがたけん	357	新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
〃 (〃)	〃	358	〃 〃 〃
〃 (〃)	〃	359	〃 〃 〃
陸上移動局(携帯)	ぼうさいにいがたけん	360	新潟県新潟地域振興局農林振興部(秋葉庁舎)
〃 (〃)	〃	361	〃 〃 〃 (〃)

◎新潟県告示第994号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を次のとおり更新した。

平成29年9月1日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
イオン薬局長岡店	長岡市古正寺1丁目 249番地1	育成医療・更生医療	平成29年9月1日
クスリのアオキ興野薬局	三条市興野二丁目8番22号	育成医療・更生医療	平成29年9月1日
訪問看護ステーション きずな	上越市下門前1745番地	育成医療・更生医療	平成29年9月1日

◎新潟県告示第995号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年9月1日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
豊浦工業団地	新発田市荒町字家裏の一部	平成29年8月17日

◎新潟県告示第996号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年9月1日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日

青海地域工業促進地区

糸魚川市大字青海の一部

平成29年8月2日

◎新潟県告示第997号

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成29年9月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	188.20
〃	土砂流出防備	202.65
三面川	水源かん養	700.86
〃	土砂流出防備	190.45
村上市(旧村上市)	干害防備	0.94
〃	保健	0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備	3.46
〃	保健	9.80
荒川	水源かん養	301.34
〃	土砂流出防備	42.26
関川村	干害防備	0.40
阿賀野川	水源かん養	1114.73
〃	土砂流出防備	574.04
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備	0.24
〃	保健	9.00
阿賀町(旧上川村)	干害防備	0.36
阿賀町(旧三川村)	干害防備	0.38
胎内川	水源かん養	88.96
〃	土砂流出防備	74.36
胎内市(旧中条町)	飛砂防備	1.62
〃(旧黒川村)	干害防備	0.12
加治川	水源かん養	348.02
〃	土砂流出防備	126.70
新発田市(旧新発田市)	干害防備	1.04
早出川	水源かん養	226.50
〃	土砂流出防備	57.00
新潟市(旧新津市)	干害防備	1.20
西川	水源かん養	16.14
〃	土砂流出防備	2.26
五泉市(旧五泉市)	保健	0.98
五十嵐川	水源かん養	266.79
〃	土砂流出防備	219.74
刈谷田川	水源かん養	116.94
〃	土砂流出防備	82.80
信濃川中流	水源かん養	39.64
〃	土砂流出防備	101.28
鯖石川	水源かん養	181.14
〃	土砂流出防備	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干害防備	1.12
破間川	水源かん養	585.30
〃	土砂流出防備	757.10
北ノ又川	水源かん養	397.82

〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚野川	水源かん養	〃	567.68
魚野川	土砂流出防備	〃	938.00
信濃川上流	水源かん養	〃	290.79
〃	土砂流出防備	〃	212.26
魚沼市(旧広神村)	干害防備	〃	2.18
保倉川～渋海川上流	水源かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越道川	水源かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干害防備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保健	〃	2.38
関川	水源かん養	〃	350.50
〃	土砂流出防備	〃	219.32
妙高市(旧妙高村)	防風	〃	4.04
上越市(旧板倉町)	干害防備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干害防備	〃	1.60
能生川	水源かん養	〃	266.24
〃	土砂流出防備	〃	140.88
早川～青海川	水源かん養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上路川	土砂流出防備	〃	95.54
大佐渡	水源かん養	〃	549.08
〃	土砂流出防備	〃	336.16
小佐渡	水源かん養	〃	316.78
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干害防備	〃	1.66

◎新潟県告示第998号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年9月1日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 妙高市大字北条646番地 東條 龍雄

退任年月日 平成29年8月14日

◎新潟県告示第999号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成29年9月1日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
長岡市 関原土地改良区	関原	農業用排水 施設整備(か んがい排水)	新規	平成29年8月23日	第48条

◎新潟県告示第1000号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年9月1日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査 精密水準測量）
- 2 作業期間 平成29年8月4日から平成30年3月16日まで
- 3 作業地域 新発田市内一円

◎新潟県告示第1001号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月1日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年8月16日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
妙高市国賀二丁目200番の内、191番1、195番2、194番4、194番2、198番7、198番9、198番2の内、193番1の内、192番1の内、172番地先水路、173番地先水路、174番地先水路、177番地先水路、187番地先水路、189番地先水路、192番1地先水路、195番2地先水路、191番1地先水路、200番地先水路、195番2地先道路、194番4地先道路、194番2地先道路、198番7地先道路、198番9地先道路、198番2地先道路、193番1地先道路	6.00	144.98

◎新潟県告示第1002号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月1日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年8月21日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
村上市二之町870番7、871番4、871番8、873番9、873番10、873番11、873番12	4.66～4.10	27.64

◎新潟県告示第1003号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第5条第2項の規定により、新潟県収入証紙の売りさばき人として次の者を指定した。

平成29年9月1日

新潟県知事 米山 隆一

指定売りさばき人の名称

白川 正行

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量
磁気共鳴診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部基幹病院整備室
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年8月14日
- 6 落札者の氏名及び住所
源川医科器械株式会社
新潟県新潟市中央区東中通2番町279番地
- 7 落札価格
262,440,000円
- 8 入札公告日
平成29年6月30日
- 9 落札方法
最低価格

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年9月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）イチコ五智店
所在地 上越市五智1丁目14番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社一小イチコ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 竹内 一夫
 - 住所 上越市本町一丁目5番4号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社一小イチコ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 竹内 一夫

- 住所 上越市本町一丁目5番4号
- ・ほか1者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年4月25日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計 2,300平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計101台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計30台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計38平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計28立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社一小イチョコ及び未定
午前9時から午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設 1
午前6時から午後9時
- 7 届出年月日
平成29年8月24日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成29年9月1日から平成30年1月1日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年9月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- 名称 お宝中古市場上越店
所在地 上越市西城町2丁目字新中殿48-7 外
設置者 株式会社原信
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社原信 午前7時から午後12時
株式会社フジフオート 午前7時から午後12時
(変更後) 株式会社ビイブリッジ 午前7時から翌午前2時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前6時30分～翌午前0時30分
(変更後) 午前6時30分～翌午前2時30分
- 3 変更年月日
平成29年9月19日
- 4 変更の理由
テナント入れ替えに伴う営業時間の変更。
- 5 届出年月日
平成29年8月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年9月1日から平成30年1月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年9月1日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 お宝中古市場上越店
所在地 上越市西城町2丁目字新中殿48-7 外
設置者 株式会社原信
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) 原信西城店
(変更後) お宝中古市場上越店
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)
名称 株式会社原信
代表者 代表取締役 原 和彦
住所 長岡市中興野18番地2
名称 株式会社フジフオート
代表者 藤野 正二
住所 上越市南本町二丁目7-9

(変更後)

名称 株式会社ビイブリッジ
代表者 代表取締役 大橋 慎一
住所 東京都江東区亀戸六丁目41番5

- 3 変更年月日
平成29年1月27日
- 4 変更の理由
小売業者の入れ替えのため。
- 5 届出年月日
平成29年8月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年9月1日から平成30年1月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

平成29年度後期技能検定の実施について(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令24号)第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成29年9月1日

新潟県知事 米山 隆一

1 等級別実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井、金属溶解(鋳鋼溶解に係るものに限る。)、鍛造、金型製作、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、和裁、製版、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食に係るものに限る。)、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管(建築配管に係るものに限る。)、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験(組織試験に係るものに限る。)、塗装(鋼橋塗装に係るものに限る。)、及び義肢・装具製作

(3) 3級

機械加工(普通旋盤の学科に係るものに限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管(建築配管に係るものに限る。)、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション CADに係るものに限る。)、機械・プラント製図(機械製図CADに係るものに限る。)、及び貴金属装身具製作

(4) 等級を区分しないもの(単一等級)

樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(7) 在校生以外

① 35歳以上の者(平成29年4月1日現在)

17,000円(ただし、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図については12,500円、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円)

② 35歳未満の者(平成29年4月1日現在)

8,000円(ただし、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図については3,500円、機械検査及び婦人子供服製造については5,100円)

(4) 在校生

① 35歳以上の者(平成29年4月1日現在)

11,300円(ただし、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図については8,300円、機械検査及び婦人子供服製造については9,400円)

② 35歳未満の者(平成29年4月1日現在)

2,900円

なお「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

イ 実施期日

平成29年12月4日(月)から平成30年2月18日(日)までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成29年11月27日(月)に新潟県職業能力開発協会にて発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

(7) 平成30年1月21日(日)に実施する職種

a 1級及び2級

金属溶解、鍛造、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験(組織試験に係るものに限る。)

b 3級

電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)及び配管(建築配管に係るものに限る。)

(4) 平成30年1月28日(日)に実施する職種

a 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

b 1級及び2級

さく井、金型製作、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食に係るものに限る。)、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図

c 3級

冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図(機械製図CADに係るものに限る。)及び貴金属装身具製作

d 単一等級

バルコニー施工

(ウ) 平成30年2月4日(日)に実施する職種

a 1級及び2級

半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、製版、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、電気製図、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）及び義肢・装具製作

b 3級

機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、建築大工、鉄筋施工及びテクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）

c 単一等級

樹脂接着剤注入施工

ウ 実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(ア) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鑑西1丁目11番2号

(イ) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番2

(ウ) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉3丁目1番1号

(エ) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 手数料

エ 本人確認書類

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成29年10月2日(月)から平成29年10月13日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるもの限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受験者の受験番号を、平成30年3月16日(金)付けの新潟県報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 調達件名及び数量
新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年8月10日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社新潟ビルサービス
新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1268番地2
- 7 落札価格
236,390,400円
- 8 入札公告日
平成29年6月30日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成29年9月1日

新潟県選挙管理委員会

- (1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日の胎内市を考える会	三宅政一	三宅恵子	新潟県胎内市横道233番地2	29.08.23
井畑明彦後援会	井畑明彦	井畑直子	新潟県胎内市笹口浜804番地	29.07.19
大平ごう後援会	大平剛	中井寛之	新潟県南魚沼市茗荷沢76番地2	29.07.05
確かな明日への会	高橋信雄	新井康祐	新潟県上越市下源入500番地	29.07.19
田中せつ子後援会	関正弘	塩野谷陽一	新潟県南魚沼市大崎1700番地	29.08.18
日本共産党中沢道夫後援会	嶋田智之	嶋田智之	新潟県南魚沼市奥18-4	29.08.10
三宅まさいち後援会	三宅政一	三宅恵子	新潟県胎内市横道233番地2	29.07.13
梅澤道男後援会	牛木芳雄	阿部恒	新潟県南魚沼市欠之上710番地	29.07.03
吉田光利後援会	井口勝幸	吉田宏	新潟県南魚沼市京岡新田131	29.08.16

◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党朝日支部	鈴木源左衛門	政治団体の名称	自由民主党朝日支部	自由民主党朝日村支部	29.08.02
自由民主党浦川原区支部	石田裕一	会計責任者の氏名	大滝孝	山崎弘	29.07.05
自由民主党新潟県看護連盟支部	佐藤和泉	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	新潟県新潟市西区小針2-35-17-704 佐藤和泉 牧野知津子	新潟県新潟市江南区袋津2-2-36 阿部時子 石月臣	29.07.01
自由民主党新潟県歯科医師連盟支部	片山修	会計責任者の氏名	須藤亜希雄	佐藤圭一	29.06.24
自由民主党六日町支部	阿部俊夫	主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	新潟県南魚沼市川窪1195番地2 富山洋	新潟県南魚沼市六日町996-3 中俣誠	29.07.20

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

石井みどり 新潟県後援 会	片山修	会計責任者の 氏名	須藤亜希雄	佐藤圭一	29.06.24
燕市医師連 盟	甲田豊	代表者の氏名	甲田豊	古川伸夫	29.06.27
新潟県歯科 医師連盟新 潟支部	岡田匠	会計責任者の 氏名	松川和洋	小竹弘之	29.07.01
新潟県看護 連盟	佐藤和泉	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	佐藤和泉 牧野知津子	阿部時子 石月臣	29.07.01
新潟県歯科 医師連盟	片山修	会計責任者の 氏名	須藤亜希雄	佐藤圭一	29.06.24
新潟県歯科 医師連盟柏 崎支部	北澤智昭	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	北澤智昭 平田伸明	新澤秀樹 山口憲司	29.05.24
新潟県歯科 医師連盟五 泉市阿賀町 支部	岡村雅弘	代表者の氏名	岡村雅弘	倉田一良	29.05.27
新潟県歯科 医師連盟三 条支部	近藤鉄也	会計責任者の 氏名	渡辺和宏	谷地田弘	29.06.29
新潟県歯科 医師連盟上 越支部	原省司	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	原省司 中村明	永井謙 吉田隆	29.07.01
新潟県歯科 医師連盟見 附支部	小坂井隆	主たる事務所 の所在地 会計責任者の 氏名	新潟県見附市柳橋 町266-15 西澤泰朋	新潟県見附市元町 2-1-18 中島郁夫	29.06.09
新潟県歯科 医師連盟村 上・岩船支 部	中野久士	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	中野久士 佐藤鶴英	村井幸博 斎藤隆哉	29.05.27
新潟県獣医 師政治連盟	宮川保	代表者の氏名	宮川保	楠原征治	29.07.13
新潟県電気 工事工業組 合政治連盟	小林功	会計責任者の 氏名	本間好夫	有坂友栄	29.06.01
新潟の新し いリーダー を支える会	水内基成	代表者の氏名	水内基成	佐々木寛	29.08.01
村山秀幸政 経事務所	村山秀幸	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市下源 入500番地	新潟県上越市新光 町2丁目3番8号 オフィスUSHIK I 202号室	29.07.16
村山秀幸後 援会	大竹和夫	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市下源 入500番地	新潟県上越市新光 町2丁目3番8号 オフィスUSHIK I 202号室	29.7.16

◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

村山秀幸	村山秀幸政経事務所	主たる事務所の所在地	新潟県上越市下源入500番地	新潟県上越市新光町2丁目3番8号 オフィスUSHIKI I 202号室	29.07.16
------	-----------	------------	----------------	---	----------

◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
斎藤隆景	隆和会	29.06.30

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月1日

新潟県人事委員会
委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1806号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織上の区分	職		区分	組織上の区分	職		区分
(略)				(略)			
警察	警察署	新潟警察署長	3種	警察	警察署	新潟中央警察署長	3種
		(略)				(略)	
		(略)	4種			(略)	4種
		新潟警察署副署長	5種			新潟東警察署副署長	5種
(略)	(略)						
(略)	刑事官		(略)	刑事官		交通官	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月1日

新潟県人事委員会
委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1807号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
準 特 地 公 署		準 特 地 公 署	
所在地	公 署	所在地	公 署
(略)	(略)	(略)	(略)
胎内市	新潟田警察署胎内駐在所	胎内市	胎内警察署胎内駐在所
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1808号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区 域	所在地	公署及び学校等	区 域
(略)			(略)		
胎内市	(略) 新発田警察署胎 内駐在所 (略)	北蒲原郡黒川村	胎内市	(略) 胎内警察署胎内 駐在所 (略)	北蒲原郡黒川村
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。